

令和6年3月8日

1～5年生保護者各位

玉野市立荘内小学校

校長 小原 小百合

R6年度向け 玉野市学習用端末補償制度のご案内について

文部科学省のGIGAスクール構想により、学習用端末が1人に1台ずつ整備されて以降、本校でも、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、様々な場面で学習用端末の活用を広げています。

また、学習用端末を家庭でも活用することで、時間的・空間的な制約を超えた学びや創造的な学びを広げることができるとともに、緊急的な事態に対応する備えにもなることから、今後、ますます、家庭への持ち帰りが多くなるものと考えます。

一方で、学習用端末の故障や破損等も玉野市内全体で多く発生しております。その場合、故障や不可抗力による破損であれば、教育委員会が修理等の費用を負担しています。しかし、本来の使用目的を逸脱した取扱いや故意または重大な過失による破損と判断された場合は、借受人である保護者の責任において修理や代替品購入の費用負担をお願いすることとなります。(次頁参照) そうなると、かなり高額な修理費用等が予想されますので、もしものときの保険として、別紙の補償制度をご案内いたします。

加入を希望される方は、補償内容等について別紙をよくお読みになり、各家庭から直接お申し込みください。申込期限は3月25日(月)です。(6年生は、今回の案内の対象ではありません。)

保険や申込方法等についてのおたずねは、代理店(別紙参照)にお問い合わせください。

なお、申し込みの際には、学習用端末の「管理番号」が必要です。本日、学校からピンク封筒に入れて配付します「タブレットログイン情報カード」をご確認の上、間違いのないように入力ください。

【参考】

1 故意又は重大な過失による破損の場合の費用負担の例

- ・破損が激しい場合は、代替品を購入していただくことが多くなっています。

その場合の自己負担額は、現時点で 55,000円程度 かかります。

※令和6年2月現在の情報なので、今後変更になることもあります。

2 故意又は重大な過失のため、教育委員会が修理等の負担をしないと判断された事案（玉野市内の例）

※この場合は、加入されている保険の補償または実費にて、保護者に費用を負担していただいております。

発生場所	破損原因	判断理由
自宅	学習用端末を開いた状態で床に放置していたところ、上から物が落ちディスプレイが破損した。	床に置いたまま放置した行為。
通学中	鞆の中に学習用端末を入れ、通学していたところ、鞆の中に一緒に入れていた水筒からお茶がこぼれ使用不能となった。	水筒と端末を一緒に入れていた行為。（水筒からお茶が漏れる危険は十分予想可能。）
学校	体育の時間に床に端末を置いていたところ、端末に手をついて立ち上がり、ディスプレイが破損した。	端末に体重をかけて立ち上がる行為。
自宅	端末を開いた状態のキーボードの上に携帯電話を落としたことにより、電源が入らなくなった。	端末の上から物を落下させると破損する可能性は十分予想可能。
学校	友達と書き込み内容について言い争いになり、端末を閉じようとする者と開けようとする者の力が加わり、ディスプレイが破損した。	無理に端末に力を加えた行為。
自宅	友達と端末で遊んでいる際、じゃれあいの中で破損した。	遊びで使用した上、破損させた行為。
自宅	兄弟で喧嘩になり、端末を引っ張り合って落下させたことにより、ディスプレイが破損した。	無理に端末に力を加えた行為